

No.	現在家屋の処分方法	必要書類（例）
1	売却する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・① 「売買契約（予約）書」や「媒介契約書」等、売却を証明する書類 ・② その家屋に居住していることを明らかにする「現在の住民票の写し」
2	賃貸の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・① 「賃貸借契約書」や「媒介契約書」等、賃貸借を証明する書類 ・② その家屋に居住していることを明らかにする「現在の住民票の写し」
3	借家・社宅・間借等 自己所有でないとき	<ul style="list-style-type: none"> ・① 「賃貸借契約書」や「使用許可証」や「家主の証明書」や「社宅証明書」 当該証明申請者の所有する家屋でないことを証明する書類 ・② その家屋に居住していることを明らかにする「現在の住民票の写し」
4	申請者の親族が住む場合	<ul style="list-style-type: none"> ・① 当該親族からの「申立書」等、今後、当該証明申請者の居住の用に 供されるものではないことを証明する書類 ・② その家屋に居住していることを明らかにする「現在の住民票の写し」 ・③ 申請者と当該親族の関係がわかる「現在の住民票の写し」又は「戸籍謄本等の写し」
5	取壊す場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「工事請負契約書」等、取り壊すことを証する書類
6	処分方法等が未定の場合 (入居が登記の後になる理由 に関する書類が必要になります。)	<p>(例) 資金を借りるため抵当権設定を急ぐ場合 → 「金銭消費貸借契約書」又は、代金の支払期日の記載がある「売買契約書」等の写し</p> <p>(例) 前住人が未転出の場合 → 前住人と申請者間の代金の支払期日の記載がある「売買契約書」等の写し</p> <p>(例) 本人又は家族が病気の場合 → 医師の「診断書」(治療期間の記載のあるもの)の写し</p>